

交通事故にあったら、すぐに

役場 国保介護課 国民健康保険係へ届け出てください。

交通事故によるケガの治療は、一般の病気やケガなどと違い、保険証を使って自由に病院にかかることはできません。この場合の治療費は、全額又は一部、加害者が支払うべきものだからです。

しかし、役場に届け出て、手続きを行えば保険証を使って病院にかかることが出来ます。

この届出をしないと、病院から「国保ではかかりません。」と言われてます。また、事故を隠して保険証を使うと、後から保険証を使った人に医療費を返してもらうことになります。

交通事故の治療費は、本来、加害者が支払うべきものを、国民健康保険で一時立て替えて支払い、後で、その治療費を被害者に代わって加害者に請求することになります。

☆ 手続きは……

保険証と印鑑を持って、役場 国保介護課 国民健康保険係の窓口において下さい。必要書類等は、説明してお渡しします。

【山田町役場 国保介護課 国民健康保険係 TEL0193-82-3111 内線 132】

☆ 安易な示談は気をつけて

加害者と示談する時は、その前に必ず国民健康保険係へ連絡ください。示談の内容によっては、国保が加害者に医療費の請求が出来なくなる場合があります。また、後遺症の問題もありますので、示談は慎重に進めましょう。

☆ 交通事故にあったときの注意点

- (1) 加害者の運転免許証の内容（住所・氏名など）や、電話番号、加入している保険会社名などを必ず確認しましょう。
- (2) すぐに警察へ連絡しましょう。（後で事故証明書が必要になります。）
- (3) 国民健康保険係へ連絡し、届け出て下さい。加害者に話して、医師の診察を受けましょう。
- (4) 示談に関する印鑑の押印や、サインは慎重に。